

戦国時代における幕府安堵制の展開と機能

松園潤一郎*

- I はじめに
- II 安堵の諸事項
- III 安堵と施行・裁許
- IV おわりに

I はじめに

前近代日本において土地所有は私的かつ排他的な権利としては存立せず、支配や身分と密接な関係性を有した¹⁾。特に近世には幕藩権力の判物や検地帳の記載がその名義人の土地所有の「絶対的権利」を表現したと言われる²⁾。中世においても高権力による認可は土地所有法上に重要な意味を持った。土地支配の認可を媒介に主従関係が設定される封建制の存在は西欧と共通する要素であるが、もっぱら主人から従者への新規の土地給与を主従関係の成立の契機とした西欧に対し、日本では新規給与（恩賞）に加え、従者の固有の所領を承認する行為である安堵をも媒介として主従関係が成立した点が特色をなす³⁾。

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第22巻第3号 2023年11月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

- 1) 前近代と近代における所有権の性質に関する古典的研究として、川島武宜『所有権法の理論』（岩波書店、1949年）、甲斐道太郎『土地所有権の近代化』（有斐閣、1967年）等参照。
- 2) 石井紫郎『日本国制史研究Ⅰ 権力と土地所有』（東京大学出版会、1966年）194頁。石井良助『江戸時代土地法の生成と体系』（創文社、1989年）も参照。
- 3) 牧健二『日本封建制度成立史 [4版]』（清水弘文堂書房、1969年 [初版1935年]）、石井紫郎「中世の法と国制に関する覚書——喧嘩両成敗法を手がかりとして——」（同『日本国制史研究Ⅱ 日本人の国家生活』東京大学出版会、1986年、初出1971年）91～92頁等。

しかし、中世における安堵は自律的な領主の土地支配を前提として機能するものであった。訴訟において安堵は土地に対する権利を表現する証拠の1つにすぎず、審理の結果効力を否定される場合もあった⁴⁾。近世にかけて権力の認可が「絶対的権利」を示すに至る土地法の形成過程に安堵の効力の推移はどのように位置づけることが可能であろうか。

安堵は鎌倉幕府の制度を中心に研究されてきた⁵⁾。筆者は前稿において室町幕府の安堵制について南北朝・室町時代を中心に論じた⁶⁾。安堵の対象地の寺社本所領への拡大という周知の事象に加え、次の諸点を指摘した。

(1)譲与安堵から当知行安堵(「任-当知行之旨-」「当知行云々」等の文言)への安堵事由の変化、(2)寄進・買得等多様な由緒を有する土地を一括して安堵する目録安堵の実施、(3)足利義満・義持期の「安堵」施行の実施と停止の意味、(4)先代将軍の安堵等に基づく当知行安堵の発給、(5)応永29年(1422)の「安堵」施行の停止に伴って法制用語としての「安堵」は「当知行地の確認・認定を行う文書」の意味に変化したこと、等である。

上記の諸変化は足利義持・義教期頃に明確となり、戦国時代(応仁・文明の乱以降)の安堵制に継承されるが、幕府の支配領域が畿内近国へ縮小したことや、新旧将軍による抗争を背景として安堵の運用と機能に変化が生じる。それは各将軍の政策の推移をも示す事象だが、前稿ではこれらの点について十分に論じられなかった。

本稿では、戦国時代の幕府の裁判と法を論じた前稿⁷⁾も踏まえて、御前沙汰と政所沙汰における安堵制の展開と機能を考察する。文書様式や発給手続など安堵

4) 拙稿「日本中世の法と裁判——「道理」の観念をめぐって——」(水林彪ほか編『法と国制の比較史——西欧・東アジア・日本——』日本評論社、2018年)。

5) 七海雅人「鎌倉幕府の譲与安堵」(同『鎌倉幕府御家人制の展開』吉川弘文館、2001年)、笠松宏至「安堵の機能」(同『中世人との対話』東京大学出版会、1997年、初出1986年)、近藤成一「安堵状の形態と機能」(同『鎌倉時代政治構造の研究』校倉書房、2016年、初出2008年)等。

6) 拙稿「室町幕府法における「安堵」」(池享編『室町戦国期の社会構造』吉川弘文館、2010年)、同「室町幕府の安堵と施行——「当知行」の効力をめぐって——」(『法制史研究』61号、2012年)、同「足利義満期の安堵政策——管領施行状の機能を中心に——」(『日本歴史』775号、2012年)、同「中世後期の土地法秩序と国制——「安堵」の史的展開——」(『歴史学研究』937号、2015年)。

に関する諸事項を確認した上で(Ⅱ)、安堵と他の法制(施行と裁許手続)の関係について検討し(Ⅲ)、各将軍による安堵政策の推移を見出すことを課題とする。

Ⅱ 安堵の諸事項

1 文書の様式・呼称

まず安堵の基本的な事項を確認していきたい。南北朝・室町時代における安堵状の様式は御判御教書や御内書といった将軍(室町殿)の直状が中心だが、戦国時代には奉行人連署奉書の様式による発給が多数となる(以下、奉行人は断らない限り幕府奉行人を指す)。但し、公家や畿内寺社・門跡及び地方の有力寺社、奉公衆などには御判御教書によるものが多く⁸⁾、その差異は宛所の身分によると解される。しかし、同一の対象者に双方が併用される場合もある⁹⁾ため、区別は必ずしも明確ではない。

安堵状の文面には基本的に「当知行」の語が含まれており、室町時代の様式と同じである。例えば、次の文書は広福院永俊への当知行安堵である(『宝鏡寺文書』今谷明・高橋康夫編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇』〈思文閣出版。以下、『奉書』と略す)1920号)。

丹波国多利村、備前国豊原庄、越中国弘田庄等事、永代可_レ有_二領知_一之旨、被_レ帶_二度々_一 御判以下証文、当知行之上者、弥領掌不_レ可_レ有_二相違_一之由、所_レ被_二仰下_一也、仍執達如_レ件、

7) 裁判について、拙稿「将軍足利義種期の幕府訴訟制度について」(『一橋法学』18巻3号、2019年)、法(法源)について、拙稿「室町幕府の法概念に関する覚書」(『一橋法学』19巻1号、2020年)。

8) 足利義種(義材・義尹)期を例にすると、御判御教書による安堵は、年次順に次の事例が確認できる。「中院文書」、「東山御文庫所蔵史料」(賀茂社関係)、「朽木文書」、「益田家文書」、「普広院文書」、「本能寺文書」、「永源寺文書」、「湖山集」、「大神信太郎氏所蔵文書」、「清和院文書」、「竹生島宝厳寺文書」、「小早川家文書」、「宝珠院文書」、「安国寺文書」、「多田神社文書」、「石清水文書菊大路家文書」、「小早川家文書」、「遠山文書」、「妙興寺文書」、「真正極楽寺文書」、「大乘寺文書」、「本能寺文書」、「法隆寺文書」。以上の事例について、木下聡編『足利義視・足利義種文書集』(戦国史研究会)参照。

9) 「普広院文書」、「真正極楽寺文書」等。

(1493)
明応二年八月十六日

(松田教秀)
対馬守 (花押)
(飯尾元行)
大和守 (花押)

(永後)
広福院殿雑掌

かかる当知行安堵は御前沙汰または政所沙汰で審議された後に発給されるが、戦国時代に政務機関としての重要性を大きく増すのが政所である¹⁰⁾。御判御教書等とは異なって政所寄人(奉行)による奉書は領主層から地下人も含めて広汎に発給された。問状をはじめ訴訟進行文書や押領停止命令は寄人による連署奉書によったが、田地の知行の認可を示す裁許状や安堵状(買得安堵)、分一徳政令の適用、酒屋土倉役の免除などは執事(頭人)伊勢氏と寄人による連署奉書が発給された¹¹⁾。なお、裁許は当初寄人の連署奉書によるものが見られる¹²⁾が、康正年間(1455~1457)頃から奥に執事が加判するようになり、それは執事の「権限」に属したという¹³⁾。

次いで、安堵状の呼称を見たい。義満・義持期の管領施行状における先行文書の呼称では、「下文」が宛行・預置・寄進等の「新規の所領知行権の付与」を意味したのに対し、「安堵」は「当知行安堵」、「旧領返付」、「押領人・押妨人の排除」、「裁許状」といった「既存の所領知行権の承認・再承認」を意味し、両者は法制用語上区別された¹⁴⁾。しかし、当知行安堵の原則を規定した応永29年(1422)の追加法¹⁵⁾177条の制定を契機に、安堵状であれ、裁許状であれ、当知

10) 山田康弘「戦国期の政所沙汰」(同『戦国期室町幕府と将軍』吉川弘文館、2000年、初出1993年)等参照。

11) 裁許状は、文明11年(1479)12月28日伊勢貞宗等奉書(『尊経閣古文書纂』石井進編『長福寺文書の研究』(山川出版社)1021号)、安堵状は、文明17年3月12日伊勢貞宗等奉書(案、「小槻時元日記」『大日本史料 8編之17』)等。以後の事例として、永正5年(1508)10月16日伊勢貞陸等奉書(案、「霊洞雑記」『大日本史料 9編之1』)、永正13年12月13日伊勢貞陸等奉書(藤井学ほか編『本能寺史料 中世編』(思文閣出版)79号)の他、「頭人御加判引付一・二」・「徳政御下知頭人加判引付」(桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成 下巻』近藤出版社)等参照。

12) 「御前落居奉書」(桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成 上巻』近藤出版社)22項等。

13) 今谷明「三好・松永政権小考」(同『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、1985年、初出1975年)は「徳政に関連する動産、不動産の安堵は、中期からすでに政所執事の権限に属する」と指摘する(480頁)。三好政権期の「政所執事加判奉書」の事例についても同論文参照。

14) 吉田俊右「前期室町幕府の「下文」と「安堵」」(『日本史研究』503号、2004年)。

行地の認定・確認を行う文書が「安堵」と呼ばれ、宛行（「下文」）や旧領返付（「還補」）などと区別されるようになった¹⁶⁾。

ここで改めて戦国時代の安堵状の呼称の事例を提示すると、天文6年（1537）5月19日奉行人奉書（「勸修寺文書」『奉書』3377号）に「任_二当知行之旨_一、弥領知不_レ可_レ有_二相違_一之段、被_レ成_二安堵奉書_一訖」と記され、当知行に基づく認可を「安堵奉書」と呼ぶ¹⁷⁾。文亀3年（1503）正月23日奉行人奉書（「久我家文書」『奉書』2312・2315号）には「去明応五年被_レ尽_二湖底御沙汰_一、被_レ成_二安堵奉書_一」とあって、訴訟で当知行地の認定がなされた場合は裁許状（明応5年11月18日奉行人奉書〈同前2042号〉）も「安堵」と称する点も応永29年法以来相違ない。

但し、永正11年（1514）8月25日奉行人奉書（案、「東寺百合文書」『奉書』2788号）に「任_二当知行旨_一、各可_レ被_レ全_二所務_一之段、被_レ成_二御下知_一畢」とあるように、安堵状は「安堵」よりも「御下知」と表記されるのが一般的である¹⁸⁾。南北朝・室町時代の幕府の発給文書において「御下知」は下知状様式の御判御教書等を指した¹⁹⁾が、戦国時代には裁許や安堵といった発給手続の相違にかかわらず、奉行人奉書の様式を中心とした幕府の命令・認可一般とその文書が「御下知」と称されている。

2 安堵の事由・発給手続

戦国時代の安堵の事由が室町時代と同様に「当知行」である点はこれまでの引用史料からも明らかである。

安堵状の内容を見ると、「任_二当知行之旨_一」・「当知行云々」等の文言を共通点

15) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集2巻 室町幕府法』（岩波書店）。以下、追加法は本書所収の室町幕府追加法を指す。

16) 前掲註6) 拙稿「室町幕府法における「安堵」」。

17) 他に、「別本賦引付四」（前掲註12）『室町幕府引付史料集成 上巻』大永3年（1523）6月21日条等。

18) 「安堵御下知」と呼ぶ事例として、天文2年9月27日奉行人奉書（「大徳寺文書」『奉書』3227・3229号）。

19) 応永27年6月25日管領細川満元施行状（「南禅寺文書」『加能史料 室町II』）等。前掲註6) 拙稿「足利義満期の安堵政策」の【表】（「先行文書の呼称」）も参照。

としながらも、(1)所領知行の認可、(2)所領への妨害排除（所務保全等）の認可、に区別が可能である。

発給の契機は室町時代と同様に將軍の代替りの際が多数である。「鎮守八幡宮供僧評定引付」永正5年（1508）7月2日条（「東寺百合文書」ワ函80）によると、同年に再上洛を果たした足利義植（義材・義尹とも。本稿では義植に表記を統一する）に対して東寺は山城国上久世莊の安堵申請を決めている（「公方へ安堵御下知ヲ可申之由治定畢」）。7月16日に東寺奉行松田英致に申請して、同年10月28日付で安堵（奉行人奉書）が発給された。

知行が不安定な場合に安堵の申請がなされる点も同様である²⁰。二条（晴良）家雑掌が奉行人飯尾克連を通じて加賀國小坂莊等の安堵を申請した際の記録である『大館常興日記』天文8年（1539）7月5日条に「当知行之處、名主百姓年貢難渋候間、御下知申請_二度之_一云々、申状・請文、其外大永^(1 5 2 4)四年御下知_二等_一出帯、仍申之間、則御内談衆へ、以折紙_一申談_二之_一、成_二御下知_一分也」とある。二条家は「当知行」であるが、名主百姓等が年貢を難渋しているため、大永4年の安堵（「御下知」）を提示して安堵を受給したいと訴え、発給されている。

以下、安堵の発給手続に関する史料を年次順にみていくと、手続を定めた文明8年（1476）8月24日の追加法270条に「一 就_二当知行_一、申_二給安堵_一 御判并奉書等_二事、堅致_二糺明_一之、領知無_二相違_一之旨、召_二置訴人_一請文、可_レ伺_二申之_一、若構_二謀略_一者、任_二先例_一可_レ被_レ没_二収所領_一、無_二所帶_一者、可_レ被_レ処_二其身於罪科_一矣」とあり、翌々年の追加法274条も同内容である。これらの法令では当知行安堵の発給の原則が規定され、当知行の事実と相違ない旨の「請文」を申請者に提出させ、不知行地の安堵受給が発覚した場合には所領没収（所領のない者は身体への刑罰）との罰則を設けている²¹。室町時代と同様に、基本的に当知行の実否の確認はなされず、安堵の際に重視されたのは先代將軍の安堵の所持であった。

しかし、この発給手続では、先行する安堵発給地に対象が限定され、発給の抑

20) 『蔭涼軒日録』延徳2年（1490）9月27日条には、雲頂院が所領の摂津国昆陽寺西方について高野山安養寺からの提訴への対策として当知行安堵を受給した旨が記されている。

21) この「御法」は蔭涼軒主と奉行人との問答での奉行人の発言の中でも確認されている（『蔭涼軒日録』長享2年〈1488〉6月11日条）。

制化に帰結する。実際に、『蔭涼軒日録』長享2年2月9日条には、美濃国の比丘尼庵が田村刑部少輔から買得した田畠の買地安堵（御判）の申請に対して、「以前無_レ御判_一在所事者、被_レ置_レ御法_一不_レ被_レ成_レ御判_一云々」とある。新規の安堵御判の発給を停止する旨の「御法」が2、3年前に定立されたとあり、奉行人奉書の様式による安堵の発給が決定されている。なお、この史料や以下の引用史料からも知られるように、戦国時代には幕府の手続法等を「御法」と呼んで訴訟での主張や裁許の根拠とする事例が増加する²²⁾。

足利義植期の「伺事記録」（前掲註12）『室町幕府引付史料集成 上巻』）にも手続の記事があり、「任_レ快重法印寄進状_一、当知行也、可_レ被_レ成_レ下安堵御下知_一」とある（延徳2年閏8月27日条）。「請文」は、延徳3年8月6日足利義植御判御教書（「永源寺文書」〈『永源寺関係寺院古文書等調査報告書』滋賀県教育委員会〉127号）の受給の際、「当知行無_レ相違_一、若偽申者任_レ御法_一可_レ預_レ御罪科_一者也」等と記した事例が現存する（同年7月16日付、同前124号）。足利義晴期にも同様の手続がとられたことは前掲の『大館常興日記』の記事からも明らかで、内談衆と奉行人が発給の審議を行っている²³⁾。

他方、政所沙汰でも御前沙汰と同様の手続の実施が知られ、例えば、明応9年（1500）の「賦草案之引付」（『室町幕府引付史料集成 上巻』）に当知行や買得に基づく安堵の申請と発給についての記録がある他、天文13年9月28日慶統庵令藤請文（『大日本古文書 蜷川家文書』577号）は、同庵領の田畠・山林や師資相承・買得などについて、「万一掠申儀在_レ之者、任_レ御法_一、可_レ預_レ御成敗_一候」とあり、先述した安堵の法令に準拠していたことが知られる。

しかし、申請者の請文のみによる発給手続では、不知行地に対する安堵申請がなされ、知行回復に用いられる事態が生じる。そこで安堵の不正受給を訴える当知行人との間で紛争が生じ、幕府に裁許が求められるが、安堵と裁許の関係は後述する（Ⅲ-2）。

22) 前掲註7) 拙稿「室町幕府の法概念に関する覚書」。

23) 『大館常興日記』天文8年9月20日、天文9年10月14日の各条。

3 「当知行」の觀念性

吉田徳夫氏は戦国時代の幕府による「当知行」の用語に関して、「当知行安堵の制は、当知行の意義を改変し、安堵の効力をもつ当知行と事実今に知行する当知行という二様の意義を生み出した。幕府・守護は前者の当知行を保護し、またこの当知行は代々の御判を得ることでその保護を獲得した」と指摘した²⁴⁾。守護は幕府安堵よりも実際の「当知行」に保護の重点を置き、当知行安堵制が形成される要因をなしたと考える²⁵⁾が、「当知行」の語彙変化は幕府制度の特質を考える上でも重要であり、指摘を踏まえて検討を加えたい。

吉田氏は「不知行であっても当知行と称しうる事例」として、16世紀を中心に幕府の引付史料や発給文書、申状の記述を挙げたが、それらより早く、次のような奉行人奉書が見られる（『久我家文書』『奉書』1134号）。

久我前右大臣（通稱）雑掌申近江国浅井郡田根庄領家職事、任_二当知行之旨_一、雑掌可_レ入部_一云々、早致_二合力_一、可_レ被_二沙汰居_一之由、被_二仰出_一候也、仍執達如件、

（1478）
文明十

十月十五日

（松田）
貞康（花押）

（布施）
英基（花押）

（六角高頼）
佐々木四郎殿

室町時代には、例えば、「於_二理非_一者、追可_レ有_二糺決_一、前任_二当知行_一、可_レ被_二全_一雑掌所務_一之由、所_レ被_二仰下_一也」（応永6年〈1399〉10月2日管領畠山基国奉書案〈「東寺百合文書ト函77」『大日本史料 7編之4』〉）とあるように、「当知行」は所務（年貢収取）を実施しうる状態を指していた。管領施行状の文言を見ても、不知行地の回復の場合は「沙汰付」、当知行地の保護の場合は「所務」の保全をそれぞれ命じる内容であることが多く²⁶⁾、区別がなされている。つまり、「当知行」は所領に入部していることを前提として所務の実施を意味するの

24) 吉田徳夫「室町幕府知行制の一考察」（『ヒストリア』94号、1982年）50頁。

25) 前掲註6）拙稿「室町幕府の安堵と施行」第3章第3節参照。

26) 亀田俊和「室町幕府安堵施行状の形成と展開」（同『室町幕府管領施行システムの研究』思文閣出版、2013年、初出2005年）403～405頁、前掲註6）拙稿「室町幕府の安堵と施行」。

が基本的な用法だが、上掲の文書で久我家雑掌は所領に入部していない状態にもかかわらず、幕府は「当知行」として近江守護六角高頼に入部への合力と沙汰居を命じている。同日付で名主沙汰人等宛に年貢・諸公事物以下の沙汰も命じられている（「久我家文書」『奉書』1135号）。

時期が下るが、次の文書も同様の事例である（「法金剛院文書」『奉書』3283号）。

亭子院領城州西九条院田内有弘名并敷地諸散在田畠事、先年被_レ成_二御下知_一之處、寄_二事_一於左右_一、年貢等難_レ洪云々、以外次第也、早任_二当知行旨_一、如_二先々_一嚴密可_レ致_二寺納_一、若違乱之族在_レ之者、不日可_レ令_二注_二進交名_一由、所_レ被_二仰出_一之状如_レ件、

⁽¹⁵³⁴⁾
天文三

十月十六日

^(飯尾)
貞広 (花押)

^(飯尾)
堯連 (花押)

当所名主沙汰人中

亭子院領山城国西九条院田内有弘名等について、「先年」の「御下知」以後も名主沙汰人が年貢を滞納しているが、幕府はその状態を亭子院の「当知行」と呼び、年貢納入を命じている。「先年」の「御下知」は当知行安堵状である明応6年（1497）5月28日奉行人奉書（「法金剛院文書」『奉書』2058号）を指すと推測され、前掲の文書に言う「当知行」は安堵の所持を意味している。

また、幕府から直務が認可された状態を「当知行」と表現する場合もある。永正7年（1510）9月2日奉行人奉書（案、「中院家文書」『奉書』2651号）は中院（通世）家に加賀国額田荘加納・八田荘等の代官職を將軍近習の下屋屋宗信から返付する文書だが（『実隆公記』同年4月17日条も参照）、「為_二叡慮_一之条、被_二返付_一訖、所詮、任_二当知行之旨_一、弥可_レ令_二全_二直務_一給_レ」と記されている。「当知行」は本所による直務の認可をも意味し、これにより本所代官の入部が可能となる²⁷⁾。

安堵の所持が必ずしも当知行の実態を伴わないことはこれまでの挙例から明ら

27) 他に、当知行に基づいて直務保全を認可する永正14年10月28日奉行人奉書（案、「大報恩寺文書」『奉書』2917号）等。

かであるが、安堵受給者が知行の実現を図る際に紛争となる場合がみられる。例えば、文明18年(1486)9月2日奉行人奉書(「久我家文書」『奉書』1429号)は山城国東久世荘をめぐって紛争状態にあった久我(豊通)家と五条(為学)家の「和睦」を認可し、和与状と「当知行」に基づいて久我豊通に同荘を安堵している。しかし、久我家の代官が入部する際に前代官との間で「喧嘩」が生じ(『十輪院内府記』同年9月8日条)、細川政元から「安堵公方奉書」に基づいて西岡被官衆らに増位の違乱の停止と久我家代官への合力が命じられている(同年10月9日細川政元奉行人奉書〈國學院大學久我家文書編纂委員会編『久我家文書』続群書類従完成会、299・300号)。安堵の所持と事実的支配の両様の意味が付与された結果、「当知行」を紛争当事者の双方が主張した事例も多い²⁸⁾。訴訟に際して当知行の調査がなされる場合もある²⁹⁾が、戦国時代の幕府の用語に言う「当知行」は観念性を帯びていたと言えよう。

Ⅲ 安堵と施行・裁許

1 安堵と施行

安堵制は他の法制とも密接な関係をもって機能した。まず施行制度との関係をみたい。

幕府成立以来、安堵は原則として施行の対象ではなかったが、足利義満・義持期には「安堵」施行が行われた。ところが先にも述べた応永29年(1422)法によってそれは停止された。それゆえ先行研究において安堵制は、施行の有無を指標に、《無→有→無》と3つの時期に区分されてきた³⁰⁾。しかし、以下のように戦国時代の事例を検討すると、「安堵」施行の再開が確認できるため、《無→有→

28) 前掲註24) 吉田論文49頁。後掲(Ⅲ-2)の事例も参照。

29) 南禅寺東禅院英安首座らに洛中屋地を認可した裁許状(百姓中への領知保全命令)である永正16年6月19日奉行人奉書(「南禅寺東禅院文書」(『分散した禅院文書群をもちいた情報復元の研究』2007~2009年度科学研究費補助金基盤研究C研究成果報告書)31号)では当知行の調査がなされているが、「去永正元年以前請取」という15年前の年貢請取の書証によっている。

30) 前掲註24) 吉田論文。吉田賢司「室町幕府の国人所領安堵」(同『室町幕府軍制の構造と展開』吉川弘文館、2010年、初出2004年)、前掲註26) 亀田論文も参照。

無→有》という4つの段階に区分すべきである。

戦国時代の安堵は原則として当知行安堵であるため、安堵施行も当知行安堵の施行となる。「当知行」保護の訴えに対して、「当知行」に基づく沙汰付や所務保全の命令も出されており³¹⁾、いずれも「当知行」保護法制と考えられる。もっとも室町時代とは異なり、管領から守護への施行ではなく、奉行人から守護、守護代、名主沙汰人、近隣領主³²⁾等への限定的な範囲での施行となる。

安堵施行状の内容は大別して、(1)守護・守護代らへの沙汰付(沙汰居)・所務保全の命令、(2)本人宛への知行の認可、(3)名主沙汰人等に対する安堵受給者の所務保全や年貢・諸公事の納入の命令、の三種類が見られ、(1)・(2)は南北朝・室町時代以来見られるが、(3)が戦国時代に増加する。

安堵の諸事項や後述する裁許手続との関係は戦国時代を通じて大きな変化は確認されないが、安堵と施行の関係は時期による変化がみられる。よって、以下では各将軍期の安堵施行の事例を検討し、その意義を考えたい。

まず足利義政期には、大徳寺養徳院に近江国の所領を当知行安堵する文明7年5月18日足利義政御判御教書(『大日本古文書 大徳寺文書』1236号)を受けて(「任去五月十八日御判之旨」)、守護宛に施行(沙汰付命令)を行う同年9月8日奉行人奉書(「大徳寺文書」『奉書』990号)が見られる。尾張国妙興寺領の当知行安堵である長享元年(1487)12月23日足利義政御判御教書(「妙興寺文書」『愛知県史資料編10』327号)を「安堵 御判」と呼んで守護代宛に施行(沙汰居命令)を行う同日付奉行人奉書(「同前」『奉書』1508号)もある³³⁾。

以後、安堵施行の運用が顕著なのは足利義植期であり、延徳2年(1490)の政務開始直後から確認できる。但し、安堵と施行状はともに奉行人奉書の様式による。

31) 文明13年8月12日奉行人奉書(案、「山科家礼記」『奉書』1258号)、延徳3年9月6日奉行人奉書(「南禅寺文書」『奉書』1748号)、明応4年(1495)12月27日奉行人奉書(「端原次郎氏所蔵文書」『奉書』1993号)、永正5年(1508)10月28日奉行人奉書(「東寺百合文書」『奉書』2548号)等。

32) 足利義政期頃から係争地の近隣領主へ遵行(「合力」)命令が出される点は、百瀬今朝雄「応仁・文明の乱」(『岩波講座日本歴史7中世3』岩波書店、1976年)参照。

33) これ以前に妙興寺住持の欠員が生じており(『蔭涼軒日録』長享元年12月12・13日条)、新住持の補任に際しての寺領安堵である。

例えば、宝篋院領近江国蒲生郡奥嶋郷・末寺勝禅庵等について、「当知行云々、早退_二違乱之族_一、弥可_レ被_レ全_三領知_一」と記して当知行安堵を行う延徳3年(1491)9月16日奉行人奉書(「天龍寺宝篋院文書」『奉書』1756号)に対し、次の施行状が発給されている(「同前」『奉書』1757・1759号)。

宝篋院領江州蒲生郡奥嶋郷并末寺勝禅庵・正覚庵・同国佐々木本郷内野田葆光寺・同寺領等事、任_二安堵奉書旨_一、可_レ被_レ沙_三汰_一居当院雑掌_二由_一、被_二仰出_一候也、仍執達如_レ件

延徳三

九月十六日

(飯尾元連)
宗勝 (花押)
(松田)
長秀 (花押)

(元家)
安富筑後守殿

宝篋院領江州蒲生郡奥嶋郷并末寺勝禅庵・正覚庵等事、任_二安堵奉書之旨_一、年貢諸公事等如_二先々_一嚴蜜可_レ致_三(密)其沙汰_一之由、所_レ被_二仰出_一也、仍執達如_レ件、

延徳三

九月十六日

(飯尾元連)
宗勝 (花押)
(松田)
長秀 (花押)

当所名主沙汰人中

それぞれ先述した(1)・(3)の内容の安堵施行状に該当し、これらが併せて発給されている。この事例のように、安堵状と施行状の日付は同じ場合が多い。

もっとも上記の安堵施行状の発給には政治的な背景を理解する必要がある。延徳3年4月に義植は、押領された寺社本所・奉公衆の近江国内の所領の返付に応じなかった六角行高の征伐を宣言し、8月以降、奉公衆や大名の軍からなる大軍を率いて近江国大津の三井寺に滞在した。延徳年間(1489~1492)の安堵施行状の事例は近江国の所領(六角氏の本拠地付近である蒲生郡・神埼郡内が中心)に関して、守護となった細川政元の重臣で守護代の安富元家³⁴⁾に宛てられたものがほとんどである³⁵⁾。

34) 安富元家については、横尾国和「細川氏内衆安富氏の動向と性格」(『国史学』118号、1982年)参照。

安堵施行の実施に関して『北野社家日記』を見ると、近江国の北野宮寺領について延徳3年9月8日付で北野社奉行松田長秀を通じて安堵が申請され(同年9月10日条)、寺領である八坂荘・馬杉荘・勢田建部社神主(田上三郎跡)・新賀木葉落・建部二職方・石田郷上方一色内田地一町の当知行安堵が発給された(同年9月22日奉行人奉書〈同年10月1日条、『奉書』1766号〉)。同日付で安富元家へ社家代官の沙汰居、各所領の名主沙汰人へ年貢納入がそれぞれ命令(施行)されている(同年10月1日条、『奉書』1767~1774号)。11月に元家による遵行状の発給と「建部二職神用」や野洲郡石田郷などの年貢納入がなされており(同年11月18・28日条)、施行に一定の効果があったようである。

安堵施行は元家宛の他に、近江守護京極政経宛や若狭守護武田元信宛の事例も見られ³⁶⁾、いずれも安堵対象となる寺社本所や奉公衆の所領の保全・回復を意図したのだろう。

明応政変後の將軍足利義澄期にも同様の事例が見られる³⁷⁾が、数量は少なく、対象も近江国の寺社本所領に限られる。ところが、永正5年(1508)6月に義積が大内義興らに奉じられて入京し、將軍に還任された後、再度事例が増加する。同年9月21日奉行人奉書(「尊經閣所蔵東福寺文書」『奉書』2528号)は「任_レ当知行之旨_一、被_レ成_二奉書_一訖、早沙_二汰_一付_二寺家雜掌_一、可_レ被_レ全_二所務_一」と記して、東福寺南明庵の山城国所領の当知行安堵に基づいて守護大内義興に施行を命じる。洛中敷地の当知行安堵と細川高国奉行人奉書による施行(「被_レ成_二公方御下知_一上者」の文言)も見られる³⁸⁾。

35) 延徳3年9月3日奉行人奉書(「土佐文書」『奉書』1746号)、同年9月17日奉行人奉書(「天龍寺文書」『奉書』1761号)、同年9月22日奉行人奉書案(「北野社家日記」『奉書』1767・1772号)、同年12月23日奉行人奉書案(「八坂神社文書」『奉書』1814号)等。なお、「当所名主沙汰人中」に年貢諸公事以下の沙汰命令も施行される。

36) 近江守護京極政経宛…延徳3年12月23日奉行人奉書(「小早川家文書」『奉書』1811号)と同日奉行人奉書(同前1812号)。若狭守護武田元信宛…延徳2年8月30日奉行人奉書(案、「壬生家文書」『奉書』1644号)。

37) 明応3年(1494)11月18日奉行人奉書(「賀茂別雷神社文書」『奉書』1962号)、明応4年12月27日奉行人奉書(前掲註31))。

38) 永正5年11月6日奉行人奉書・同11月12日細川高国奉行人飯尾秀兼奉書(「普広院文書」〈前掲註29〉報告書)27~30号(29・30号は写)は、蔵集軒正松(材中)への洛中敷地の当知行安堵とその施行(本人、押領人〈土倉沢村〉、百姓中)である。

山城国以外にも、永正6年(1509)5月12日奉行人奉書(写、「本郷文書」『奉書』2580・2581号)は本郷泰茂への越中国所領の当知行安堵と守護畠山尚順宛の施行状で、同年8月3日奉行人奉書(「小早川家文書」『奉書』2599号)は小早川梨子羽元春の安芸国所領についての守護大内義興宛の当知行安堵施行状である。これらは義植政権を構成する大名³⁹⁾に対して施行されている。受給者は武士が多いため、政権に帰属した者たちに対する恩賞付与としての意義も有したのであろう。

それゆえ戦国時代における安堵施行は味方の領主や寺社本所の所領の保護を意図したものと言える。また、先述した(3)の内容の安堵施行状の発給は村落上層を規制の対象とする義植政権の変化とも符合する⁴⁰⁾。

続く足利義晴期の事例を見ると、実相院門跡領の当知行安堵である大永2年(1522)8月6日奉行人奉書を受けて、同日付で山城国北岩蔵西八郷以下の名主沙汰人に施行されている(「実相院文書」『奉書』3061・3062号)。が、以後事例は少なく、天文2年(1533)9月27日奉行人奉書(「大徳寺文書」『奉書』3227・3229・3230号)で山城国の養徳院領の当知行安堵と施行(前掲の(3)の内容)がなされている程度である。

但し、この時期には本願寺証如による所務遵行が注目される⁴¹⁾。一向一揆が実効支配した加賀国の百姓名主中や本願寺門徒を主な構成員とする「郡」への施行であるが、その前提として、「北国」の面々と「他家」との確執が続くなか、永正16年に本願寺実如が加賀国光教寺蓮誓の上洛中に3ヶ条の「掟」を定めている。「一二ハ攻戦防戦具足懸之事、一二ハ^(願)鼻負偏頗之事、一二ハ年貢所当無沙汰之事」(「今古独語」『加能史料 戦国VII』)とあり、故戦防戦⁴²⁾や年貢無沙汰

39) 萩原大輔「足利義尹政権考」(『ヒストリア』229号、2011年)、山田康弘『足利義植——戦国に生きた不屈の大將軍——』(戎光祥出版、2016年)等参照。

40) 前掲註7) 拙稿「將軍足利義植期の幕府訴訟制度について」。

41) 以下、本願寺による遵行(「知行謂付」・「知行申付」)については、片山伸「加賀一向一揆における成敗権の性格について——「三箇条掟」をめぐる考察——」(『仏教史学研究』27巻2号、1985年)、同「加賀一向一揆と本願寺守護権——「三箇条掟」をめぐる考察——」(北西弘先生還暦記念会編『中世社会と一向一揆』吉川弘文館、1985年)参照。

42) 足利義植期の故戦防戦法(前掲註7) 拙稿「將軍足利義植期の幕府訴訟制度について」の影響とみられる点は、前掲註41) 片山論文参照。

を禁じる条項など世俗的な支配権が規定される。

その後、大永5年(1525)に実如の跡を継いだ証如は守護遵行に相当する内容・様式の文書を発給している。例えば京都慈受院への加賀国中野田・久安両村の当知行安堵である天文4年11月21日奉行人奉書(写、「曇花院殿古文書」『奉書』3337号)に対して、「十二月八日依仰、此内二个所申付候」として証如による遵行(「知行謂付」・「知行申付」)がなされている(「賀州本家領謂付日記」『加能史料 戦国Ⅸ』)⁴³⁾。

つまり、本願寺は守護職権の形式を権力行使の1つの範型としており、「郡」は現地の執行者として位置づけられる。よって幕府安堵に基づく本願寺の「知行謂付」も広く安堵施行の事例に含めることが可能であろう。証如は寺社本所・武家からの安堵や遵行の要望に対して特に義晴の「上意」の有無を重視していた(『天文日記』天文5年4月28日・5月2日条等)。幕府との関係を良好に保つ意図があったが、京の寺社本所領の保護は在地の門徒衆の抵抗にあい、実現しなかった。

以後、当知行安堵の施行は足利義輝⁴⁴⁾・義昭期⁴⁵⁾まで確認できるが、戦国時代を通じて運用が際立つのは義植期と言える。室町時代の安堵施行は安堵対象地や当知行所領を保護する足利義満・義持の政策が背景にあった。規模において相違はあるが、義植期の所領政策にそれとの共通性を見出すことも可能であろう。

2 安堵と裁許

次いで、裁許との関係をみたい。安堵は申請者の当知行の実否や異議申立人の

43) 証如は「折紙」等と称する文書を発給し、遵行を行っている(「天文日記」・「加州所々知行被申趣又申付方記」『加能史料 戦国Ⅸ』天文5年10月7日条等)。

44) 永禄7年(1564)5月10日足利義輝御判御教書・同日奉行人奉書(田沼睦校訂『北野神社文書 筑波大学所蔵文書上』〈統群書類従完成会〉166・167号、施行状は(3)の内容)。

45) 永禄11年10月9日奉行人奉書・同日織田信長朱印状(「仁和寺文書」奥野高廣編『増訂織田信長文書の研究』〈吉川弘文館〉124号)等、信長が幕府の当知行安堵を「御下知」と呼んで施行する事例が見られる。この朱印状は幕府奉行人奉書をめぐる文書形態(守護遵行状や副状)を踏襲したものとみられる点は、山田康弘「戦国期幕府奉行人奉書と信長朱印状」(久野雅司編『室町幕府の研究2巻 足利義昭』戎光祥出版、2015年、初出2008年)参照。他に、久野雅司「足利義昭政権論」(本註同編著、初出2009年)258~263頁及び「足利義昭政権奉行人奉書・関係文書目録」参照。

有無の調査を行わずに発給され、問題が生じなければ受給者の本権の存在を推定する効果を有したと考えられる。しかし、不知行人による安堵の不正受給が紛争を惹起し、訴訟となった事例は多い。当知行安堵制は、紛争時に安堵の不正受給の有無を判定する裁許手続の存在を前提に運用されたと思しい。

訴訟の審理の過程で不正受給が確認できれば、先述した安堵手続の法令に基づいて所領没収、すなわち敗訴となる。例えば、永正6年(1509)9月4日奉行人奉書(「井関文書」『奉書』2608号)は嵯峨定林庵・同寺領をめぐる大覚寺と伏見蔵光庵の相論の際のものだが、蔵光庵による安堵の不正受給が明らかとして大覚寺の知行が認められた(「以_レ不知行之地_レ称_レ当知行_レ、申_レ給御下知_レ之条、難_レ遁_レ其咎_レ」)⁴⁶⁾。

両当事者が「安堵」を所持する場合も見られる。延徳3年(1491)12月24・29日奉行人奉書(「土佐文書」『奉書』1817・1827号)に記された案件はその一例である。すなわち、近江国金勝寺定光跡が御料所とされて土佐光信が代官として知行していたところ、定光が幕府から当知行安堵を受給した。これに光信が異議を申し立てたため、守護代安富元家に光信の当知行の有無が尋ねられ、定光へ問状が発給された。しかし、定光が応訴しなかったため光信の知行が認定された。光信も定光の安堵受給以前となる同年8・9月に当知行安堵と元家宛の施行状(前掲の(1)の内容)を受給していた(同前1739・1746号)。このように安堵受給者の間で訴訟となる事例が、先述したように安堵と施行が多く発給された近江国の所領について確認できる⁴⁷⁾。施行の実施により不正受給とそれに伴う紛争も増加したのであろう。

また、双方とも「当知行」に基づいて「御下知」(安堵)が発給されている案件は、十分な審理なく安堵が発給されたことを意味する。内野柏島をめぐる堀川祐弘と大報恩寺の相論では、菖蒲御輿の際の安堵発給について双方が相手方の不正受給を訴えており(「何も当知行_レ就_テ被_レ成_レ御下知_レ由、兩人申、然時者此奉書之趣、相違候歟」)、幕府奉行人は「事御糺明肝要」として広橋守光に奏聞を求め

46) 他に、大永2年(1522)12月30日奉行人奉書(「服部玄三氏所蔵文書」『大日本史料9編之17』)等。

47) 延徳4年6月3日奉行人奉書(案、「北野社家日記」『奉書』1842・1843号)等。

ている（『守光公記』永正9年6月29日条）。幕府の判断の是非が問われるため糾明が必要との認識が窺える。

設楽薫氏によると、応仁・文明の乱後に御前沙汰において「評議の場」と「決裁の場」の分離という評議体制の変化が生じる。政所沙汰でも同様に執事が臨席して評議・決裁を行う「内談」が廃絶する一方、文明9年（1477）前後に執事代邸で政所寄人らが評議を行い、担当の寄人が執事に個別に指示や決裁を仰ぐ形態に変化するという⁴⁸⁾。

「評議の場」として、戦国時代には將軍の諮問に対して奉行人らが判決原案や法源の提示などを行う「意見」制の運用が拡大する⁴⁹⁾。「意見」は將軍らが判断に迷う場合や当事者が判決に納得しない場合などに尋ねられているが、注目すべきは両当事者が「当知行」を主張したり、当知行安堵を有したりする案件も「意見」にかけられている点である。

大永4年11月9日奉行人奉書（『宝鏡寺文書』『奉書』3089号）では、近江国仁和寺莊（日野家からの割分）について、足利義尚正室の祥雲院が「当知行」であったところ、御室門跡が「当知行之請文」を提出して安堵を申請したため訴訟となり、奉行衆に「意見」が尋ねられた。審理の結果、去年までの年貢の運送、すなわち知行が確認されたこと等を根拠として祥雲院の知行が認められた。

天文12年（1543）6月9日奉行人奉書（写、「曇花院殿古文書」『奉書』3530号）は加賀国嶋田保をめぐる通玄寺と八幡山橋坊増春の訴訟の裁許状であり、次のように記す。

（前略）任_レ当知行之旨_一、去年被_レ成_二御下知_一者也、而八幡山橋坊増春、同称_二当知行_一、掠_二給奉書_一之間、今度被_レ訪_二右筆方意見_一、糺明之处、^(1, 4, 1, 6) 応永廿三年号_二保善寺寄附状_一、捧_二^(足利調詮) 養徳院殿御判_一雖_レ支_二申之_一、御政務之御判各不_レ存_二知

48) 設楽薫「室町幕府の評定衆と「御前沙汰」——「御前沙汰」の評議体制及び構成メンバーの変遷——」（『古文書研究』28号、1987年）、同「『政所内談記録』の研究——室町幕府「政所沙汰」における評議体制の変化について——」（『年報中世史研究』17号、1992年）。

49) 石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』（弘文堂書房、1938年）、笠松宏至「室町幕府訴訟制度「意見」の考察」（同『日本中世法史論』東京大学出版会、1979年、初出1960年）、前掲註48) 設楽論文「室町幕府の評定衆と「御前沙汰」、前掲註10) 山田論文、同「戦国期の御前沙汰」（前掲註10）著書、初出1995年）等。

之_レ、次文明元年御下知令_レ出_二帶之_一、是又判形・実名不_レ見及_二之_一之条、為_二胸臆_一、将亦於_二文龜三年御下知_一者、奥充所加筆在之間、背_二理致_一者歟、増春申旁以不_レ能_二御許容_一、(後略)

双方が当知行安堵を受給しているため、奉行衆の「意見」により証文の文書鑑定がなされている。その結果、増春の提示した応永23年(1416)の「保善寺寄附状」をはじめとする証文が不審とされ、通玄寺の勝訴となった。よって増春の受給した当知行安堵の効力は否定される。裁許は後に証如によって遵行された(『天文日記』天文12年〈1543〉10月6日条)。

以上のように、安堵は先代将軍の安堵や「当知行」に相違ない旨の請文のみで発給されるため、裁許において安堵の不正受給の有無や両当事者が有する証文の効力が吟味された。

法令の沿革からも両制度の密接な関係性が推察される。足利義持期には当知行安堵制への移行と同時期に裁許手続が整備され、文明8・11年には先述した安堵法令と同時期に「意見」制(式日等)が法定されている(追加法271・275条)。当知行安堵制の運用が顕著な足利義植政権でも将軍還任後に訴訟法や「意見」制の整備が確認できる(追加法353~359・365~371条等)。当知行安堵制は安堵の効力を吟味する裁許手続の実施を前提として運用されたと考えられる。

IV おわりに

最後に要点をまとめて若干の展望を述べる。戦国時代の幕府安堵制では、御前沙汰と政所沙汰ともに室町時代以来の当知行安堵の実施が継続し、当知行に相違ない旨の請文の提出や不正受給が発覚した場合の所領没収(敗訴)の措置が法定された。特に御前沙汰では先代将軍の安堵の所持が事実上発給の条件とされたため、安堵状に言う「当知行」の語は事実的支配を意味する一方で、「所務や入部も実現していないが、所領知行の名義(安堵)を有する」という観念的な性質をも有した。

また、戦国時代には安堵施行が再開された。運用が顕著なのは足利義植期であり、安堵受給者の知行の実現・保全のため、守護・守護代や名主沙汰人などへ施

行された。施行状は政権と関係の深い大名等宛に発給されており、政権の構造とも関連を有して機能した。しかし、当知行安堵施行の実施は安堵受給者の知行の不安定さを物語る事象でもある。安堵や施行の受給者が実際に当知行を確保しているのであれば、それらによる所領保全も必要ないためであり、不知行の安堵受給者と実際の知行人との間で紛争が生じる事態にもなった。それゆえ当知行安堵制は裁許手続と密接な関係を有して機能していたと考えられる。

室町幕府の安堵を土地所有法史の観点から述べると、受給者の本権の推定や、訴訟における証文（証拠）たることを主な機能としたと言える。

また、安堵は高権力による主従関係や土地支配の認可を本質とするため、各地域の政治状況によって安堵の主体も変化するようになる。よって戦国時代には幕府からの安堵ではなく、より実効性が期待できる守護（代）や戦国大名から安堵を受給する動向が顕著となる⁵⁰⁾。

戦国大名の安堵制をみると、伊達氏や若狭武田氏、長宗我部氏など多くの大名が実施した買地安堵を中心に研究が進められている⁵¹⁾。これらの研究によって、所領売買が進展する中で土地や加地子得分権の移転の保証を受け、徳政や本主からの取り戻しを防止する目的のもとで買地安堵の申請がなされたことが知られる。大名は買地安堵によって加地子得分権の把握や買地の給地化を行い、知行役や軍役をはじめ「役」の賦課の対象として知行制の中に位置づけたことが明らかにされている。

50) 例えば、尾張国妙興寺は南北朝時代以来継続的に幕府安堵を受給していたが、永正13年（1516）以降、守護代織田氏から安堵を受給している（同年12月1日織田達勝判物〈妙興寺文書『愛知県史 資料編10』844号）等）。

51) 藤木久志「知行制の形成と守護職」（同『戦国社会史論——日本中世国家の解体——』東京大学出版会、1974年、初出1966年）、和泉清司「戦国大名後北条氏における知行制——買得地を中心にして——」（後北条氏研究会編『関東戦国史の研究』名著出版、1976年）、下村效「戦国・織豊期徳政の一形態——土佐長宗我部氏の買地安堵・上表・徳政をめぐって——」（同『戦国・織豊期の社会と文化』吉川弘文館、1982年、初出1976年）、入間田宣夫「中世国家と一揆」（同『百姓申状と起請文の世界——中世民衆の自立と連帯——』東京大学出版会、1986年、初出1981年）、河村昭一「戦国大名の買地安堵について——若狭武田氏を中心に——」（『兵庫教育大学研究紀要 第2分冊』5号、1984年）、野澤隆一「戦国期の買地安堵——江北地域の売券・寄進状の分析——」（同『戦国期の伝馬制度と負担体系』岩田書院、2019年、初出1988年）、阿部浩一「戦国期徳政の事例検討」（同『戦国期の徳政と地域社会』吉川弘文館、2001年）等参照。

一例として、武田元光安堵状（「尊經閣文庫所蔵文書」〈『福井県史資料編2』47号）を挙げる⁵²⁾。

若狭遠敷郡今富庄多田村新田之内、壹段百歩事、任_二沽券之旨_一、為_二給分_一宛_三行西村与三右衛門尉次盛_一畢、永代知行不_レ可_レ有_二相違_一状如_レ件、
大永四年十月廿三日 (武田元光)
(花押)

室町幕府では区別がなされていた宛行と安堵について、この買地安堵状は「給分」との記載があるように宛行状として発給され、買地は武田氏の知行制の中に組み込まれている。

藤木久志氏によると、伊達氏の買地安堵状には、「一 大石三郎右衛門所より買地、伊具之庄東根熊田郷之内、十二窪一字、年貢一貫文之所」（佐藤孫右衛門宛）等とあり（永正17年〈1520〉4月2日伊達稗宗安堵状案〈『大日本古文書伊達家文書』95号〉）、買得地に対する年貢高が表示される。所領売買を前提とする買地安堵の制は家臣の知行制の阻害要因ともなるが、天文の乱を経て貫高制が成立する過程で買地安堵状は消滅し、知行宛行状がこれに代わるといふ⁵³⁾。

室町幕府と対比した場合、戦国大名の安堵は宛行と一体のもの（恩給）として観念され、その給地は封地として知行役・軍役等の「役」が賦課され、知行制や税制に組み込まれるという相違が認められる。

また、戦国大名領国では、所務の実施を意味した「知行」の概念自体も変化が確認される。下村效氏によると、今川氏の発給文書では、次第に「当知行」の語が見られなくなり、「知行」は今川氏家臣の所領（封地）の意味に変化した。家臣の「知行」は「寺領」・「社領」とは区別され、売却は禁止されたといふ⁵⁴⁾。

そして近世には、幕藩権力による土地管理が一層進行し、権力の認定（判物・検地帳の記載等）はそれとは別個に存在する所有権原を表現する証文（証拠）ではなく、土地所有の「絶対的権利」を表示する機能を有し⁵⁵⁾、事実的支配は時効をはじめ法的効力を失うことになる。「知行」は幕藩権力に結集した武家の給

52) 前掲註51) 河村論文、同『若狭武田氏と家臣団』（戎光祥出版、2021年）251～256頁参照。

53) 前掲註51) 藤木論文。

54) 下村效「知行の概念と知行の沽却」（前掲註51) 著書、1982年）。

55) 前掲註2) 石井紫郎著書。

地を表現する語となり、自由な処分の対象とはされなくなる。検地帳は租税徴収の台帳であるため、税制の反射として土地への権利が保護される体制となる。

戦国時代の幕府の安堵制は、権力の認可を示す文書の重視という点で中世後期以降の権力による土地管理の進展の上に位置づけることが可能だが、本権の推定や、裁許における証文たることを主な機能とした。幕府の役割は訴訟裁定の局面に限られており、諸領主の自律的支配を大きく容認せざるを得ない国制に規定される形で安堵の制度が展開・機能したと言えよう。